

調達手続き

平成 25 年 4 月 15 日 理事会制定

1. 目的

電子情報通信学会(以下、本会という。)における物品等の調達において、供給者選定の公正性及び競争性の確保を図り、健全で円滑な業務運営を実現することを目的として、調達手続きを定める。

2. 調達の適用プロセス

本会の物品等の調達には、各種製品購入(ハードウェア、ソフトウェア)および各種業務委託(ソフトウェア開発、システム開発、システム保守・運用、作業委託、委任契約等)がある。本会の調達における供給者の選定で採用する調達プロセスを以下に示すが、供給者の選定に当たっては、コストパフォーマンスおよび本会の将来にわたっての事業運営上のメリット等を総合的に評価するものとする。

なお、供給者選定後の契約に関しては、別途、責任委任項目・稟議項目に定める権限に従う。

(1) 提案募集プロセスによる供給者選定

システム開発、ソフトウェア開発など詳細仕様が明確でなく、供給者による詳細仕様の提案等が必要な調達であって、本項(3)に該当しない場合には、原則として第3項の提案募集プロセスによる供給者選定を行う。

(2) 相見積りによる供給者選定

詳細要求仕様が明確な場合であって、本項(3)あるいは(4)に該当しない場合には、複数の供給者に見積り(相見積り)を依頼し、提示のあった見積り価格、あるいは公にされた価格情報を比較して、最もコストパフォーマンスに優れた供給者を選定する。

(3) 引き続き調達プロセスによる供給者選定

既調達システムのバージョンアップや一部機能追加開発、既調達のシステム保守・運用などの場合には、引き続き調達プロセスとして、開発を担当した、あるいは保守・運用を委託している供給者を選定することができる。

ただし、この場合、価格の妥当性等について、当該システムの開発、運用に責任を有する各委員会等において、供給者と利害関係あるメンバーを除いたメンバーで評価することを要する。評価に当たっては、新たな提案募集プロセスを省略することによる時間短縮や手続き稼働減少による効率性、コスト削減効果等を含めて総合的に判断するとともに、必要な場合には価格交渉を行う。

なお、本プロセス適用の留意点については、第4項に示す。

(4) 随意契約による供給者選定

少額(10万円未満)の物品の調達、緊急性を要する場合、他の供給者からの調達が客観的に困難であると認められるような場合、あるいは特に事業の能率的な運営上必要と認められるような場合等には、随意契約で供給者を選定することができる。

3. 提案募集プロセスの進め方

(1) 資料等の提供招請(RFI)

提案招請(RFP)に先立って、必要に応じて、情報収集のために資料等の提供招請(RFI)を実施する。ただし、供給者の機密資料や財産的情報の提供を求めてはならない。また選定に際して、資料を提供した供給者を優遇することはしてはならない。

(2) 提案招請(RFP)

要求を満足できる技術レベルを有すると考えられる供給者を対象にして、原則として5社以上に提案招請(RFP)を行う。ただし、調達を効率的に運用する観点から、公正性及び競争性を確保出来る範囲で、提案を求める対象供給者の数を制限することができる。

技術的要件、製造能力などについて、提案受付の条件とする場合、提案に参加するための基本的要件としてRFPに明記する。

(3) RFP説明会

調達案件の技術面、管理面などについて提案前にRFP説明会を開き、提案供給者の理解を深めることができる。ただし、本説明会への出席は提案参加の条件ではなく、また評価にあたって出席の有無は考慮しない。

(4) 提案書提出

提案書および関係書類を受付期限までに、直接または郵送にて指定の窓口へ提出してもらう。要求条件を満たす提案が無かった場合、あるいは参加供給者のみの提案では提案価格の妥当性の判断が困難な場合等にあつては、要求条件の見直しあるいはRFP対象供給者の追加等を行うなどして、再度RFPを行うことができる。

(5) 提案書の評価、供給者の選定

提案書の評価とそれに基づく供給者選定案の策定は、理事会で選任された、提案供給者とは利害関係のない複数のメンバーで構成された評価選定委員会で行う。評価結果および選定案は、その理由を添えて理事会に諮られ、理事会審議を経て供給者が選定される。

供給者選定方法には以下の方法がある。

- ① 最低価格方式:提案者の中で、最低の価格による提案を行った供給者を選定する方法
- ② 総合評価方式:総合的に見て、本会にとっても最も有利な提案を行った供給者を選定する方法

最低価格方式では十分に対応できない調達案件については、可能な範囲内で積極的に総合評価方式をとることとするが、公正性を欠くことがないよう、また、会員からの会費等を財源とする予算の効率的な使用を損なうことがないよう、十分に留意するものとする。

4. 引き続き調達プロセス適用時の留意点

引き続き調達プロセスを適用できる案件であっても、以下の問題がある場合については、提案募集プロセスあるいは相見積りによる供給者選定を行うこととする。

- ・既存供給者ではコストパフォーマンスが低い場合
- ・既存供給者には対応出来ない機能追加がある場合
- ・今後の本会運営上、供給者の見直しが必要と考えられる場合
- ・その他、理事会で必要と決定した場合

附則:本手続きは平成25年4月15日より適用する。

以上